



速度取締り指針

令和8年7月
福島北警察署

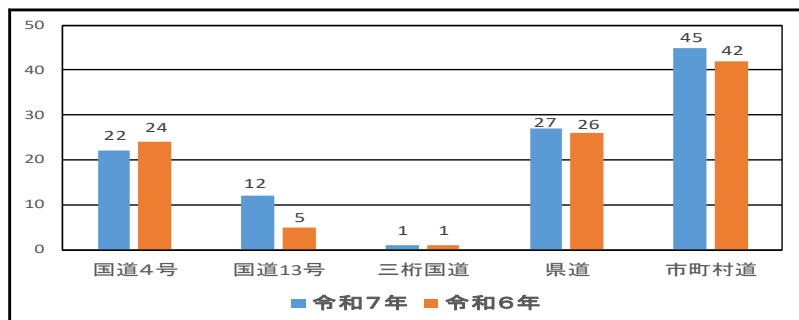
1 福島北警察署管内の速度取締り重点

路線	地域	重点時間帯
管内全路線	福島市内全域（福島北本署）	7時～11時、14時～18時
	桑折・国見町全域（桑折分庁舎）	7時～11時、12時～17時

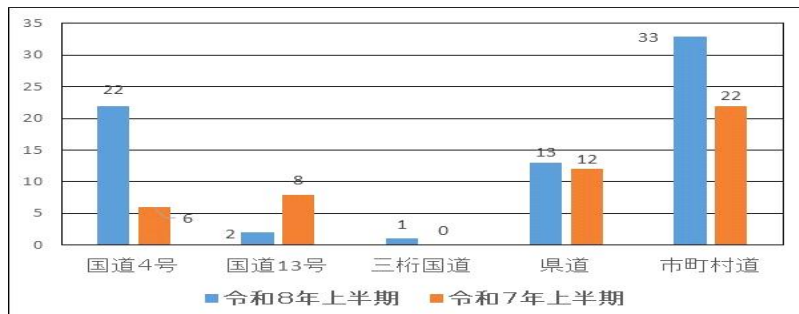
※速度抑制のため、重点時間帯以外でも速度取締りを実施します。

2 管内路線における人身交通事故発生状況

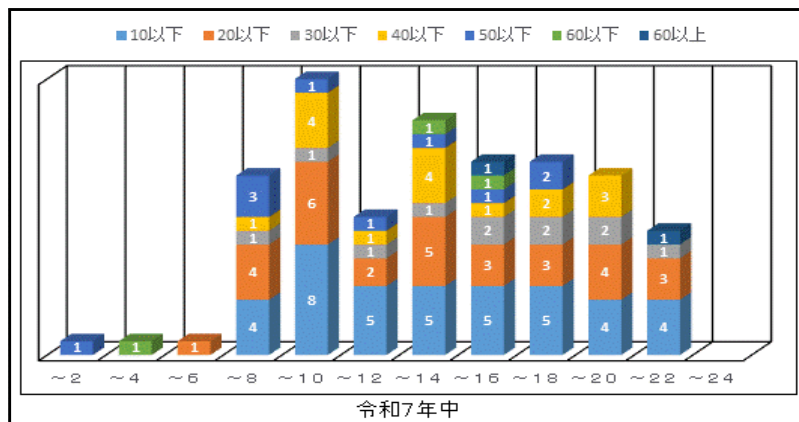
○ 路線別・事故発生状況（令和7年前年比較）



○ 路線別・事故発生状況（令和8年上半期前年比較）



○ 令和7年中の時間帯・危険認知速度別発生状況



3 その他の交通指導取締り重点

- 管内全域において、歩行者保護対策の横断歩行者妨害違反取締り、通学路対策の通行禁止違反取締り、交差点・踏切関連違反、自転車関連違反取締りを実施します。

管内の交通事故実態

- 令和7年中の管内の人身事故件数は、令和6年より若干増加し、国道13号線の事故が前年比大幅に増加しましたが、その他の道路では、ほぼ前年同数の発生となりました。
- 令和8年上半期の人身事故件数は、前年同期より増加傾向で、特に国道4号での発生が増加しました。
- 全体では、市町村道での事故が最多ですが、国道、県道でも一定数の事故が発生していますので、全路線を速度取締り重点とします。

時間帯別・危険認知速度

- 交通事故の直前の速度である危険認知速度は、一般的に30km/hを超えると重大事故となる可能性が高くなると言われています。
- 当署管内では、8時から18時の時間帯に、危険認知速度が30km/hを超える事故が多い傾向にありますので、同時間帯の速度取締りを重点的に実施します。